

令和 6 年 11 月 29 日

見附市議会議長 様

見附市議会議員 加藤 秀之

### 一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】第 5 次見附市総合計画等からみる見附市の認知症対策について

答弁を求める者 市長

本年 9 月末に令和 6 年度認知症フォーラム in みつけが開催され、県央では県主催オレンジフォーラムも開催されました。認知症月間の 9 月に認知症についての基本的な症状や接し方のポイント、認知症の人たちとともに暮らせる共生社会を目指すことで認知症への理解を深める機会を得ることができました。また、「2025 年問題」と称されるように超高齢化が日本でさらに加速していく今後について早急な対策が急がれることも認識できました。そのことから、高齢者の数の増加とともに認知症になる人の増加していく現状から 2024 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と第 5 次見附市総合計画から見附市における認知症対策についてお伺いいたします。

日本の高齢化の状況は 2023 年 10 月 1 日現在、総人口は 1 億 2, 435 万人、65 歳以上人口は、3, 623 万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は 29. 1%となっている。また、月刊福祉 7 月号の記事によると、認知症になる人は増え続けていて、認知症の高齢者および軽度認知障害の高齢者の推計値では 2025 年は認知症高齢者数 471. 6 万人・軽度認知障害の高齢者数 564. 3 万人、2040 年は認知症高齢者数 584. 2 万人・軽度認知障害の高齢者数 612. 8 万人である。(資料 1)

また、見附市の人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は 2023 年 10 月 1 日現在で 33. 9%であり、後期高齢者(構成比)は

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



18. 5%です。2025年には団塊の世代が後期高齢者となる超高齢社会を控え、ますます医療や介護にかかる負担が高くなると予想されています。第5次見附市総合計画から見附市の認知症および軽度認知障害（MC I）の現状と推移についてもお伺いいたします。

1. 最初に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が示した今後の方向性について、見附市の認知症高齢者数の現状と推移と認知症基本法の8つの施策と見附市の総合施策としての7つの認知症対策から見附市の取組みをお伺いします。

(1) 認知症対策として認知症に関する正しい知識を理解してもらうための共生社会を築き、基本法が真価を発揮するための地域住民や多様な企業による取組みから見附市としての目指す方向性はどのように考えておられますか。

(2) 本人が参画し対話を積み上げながら行われる当事者の声をどのように聞き、認知症施策や地域づくりでの見附市の計画、そして福祉・医療・ケアのプランづくりを現時点での進捗状況と今後の具体的内容についての考えをお聞かせください。

(3) 地域包括ケアシステムの体制づくりに活用・推進されている認知症サポーター養成講座の実績と今後の課題についてお伺いします。

(4) 認知症バリアフリーの推進について現在どのような施策を進められ、また、今後の施策の推進についてお伺いします。

(5) 認知症の人の行方不明・徘徊について具体的にどのような対策を講じておられるかをお伺いします。

(6) 認知症の人の社会参加の機会の確保等について具体的推進策をお伺いします。

(7) 認知症の予防等について予防に関する啓発や地域活動の推進、早期発見を目的とした医療関係との連携についての現状と今後の課題についてお伺いいたします。

(8) 加茂市では令和6年10月1日施行、認知症の人もそうでない人も支えあい、誰もが尊厳を保ちながら安心して健やかに暮らせるまちを目指し、「認知症とともに生きる笑顔あふれるまち加茂基本条例」が制定されています。また、東京都世田谷区では「認知症とともに生きる希望条例」が制定されています。両自治体での条例制定の背景からみえてくることは人口減少、超高齢化社会の進行であり、担い手とされる生産年齢人口が高齢者人口を下回ることも要因の一つと考えます。見附市においても共生のまちづくりの観点から条例の必要性を感じます。見附市としての独自の条例制定の予定などがありましたらお聞かせ下さい。

表 認知症の高齢者および軽度認知障害の高齢者の推計値

|                 | 2025年  | 2040年  | 2060年 |
|-----------------|--------|--------|-------|
| 総人口(万人)         | 12,326 | 11,284 | 9,615 |
| 高齢者数(万人)        | 3,653  | 3,928  | 3,644 |
| 高齢化率(%)         | 29.6   | 34.8   | 37.9  |
| 認知症高齢者数(万人)     | 471.6  | 584.2  | 645.1 |
| 認知症高齢者率(%)      | 12.9   | 14.9   | 17.7  |
| 軽度認知障害の高齢者数(万人) | 564.3  | 612.8  | 632.2 |
| 軽度認知障害の高齢者率(%)  | 15.4   | 15.6   | 17.4  |

(内閣府「令和5年版高齢社会白書」、第2回「認知症施策推進関係者会議」資料9をもとに筆者作成)

下、基本法)が2024年1月1日から施行された。認知症の人や関係分野に限らず、企業も含めて多様な分野の国民がこれからどうすすんでいけばいいのか、今後の羅針盤となる重要な法律である。以下、基本法の成立経緯も含めて注目を確認し、今後をともに考える機会としたい。

## 認知症は超・超高齢社会の試金石

日本の高齢化率(全国平均)は2025年に29.6%、2060年には37.9%と推計されている<sup>\*1</sup>。自治体単位だと高齢化率がすでに40%超えの地域が増えている。WHOの定義は、高齢化率21%以上を超高齢社会とするが、日本はそれをはるかに上回る。

高齢者の増加とともに認知症になる人が増え続けている。2024(令和

6)年5月、厚生労働省が公表した最新の推計値では、今後も認知症高齢者は増え続ける(表)。また、今回初めて認知症の前駆状態である軽度認知障害(MCI)の推計値も公表された。診断後の認知症高齢者数を上回る多数がMCIの状態で見られ、今後も増え続けていく。64歳未満の認知症の人も、2018(平成30)年時点で、全国で3.57万人、18〜64歳の人口10万人当たり50.9人が、若くして認知症とともに暮らしている<sup>\*2</sup>。

## 基本法が示した今後の方向性

### ① 本人が参画し対話を積み上げながら

基本法案の審議過程では、認知症の本人たちも、声を寄せ合いながら提案を繰り返した<sup>\*3</sup>。今後の生活や地域のあり方を大きく左右する法案の審議を「認知症の本人抜きにすすめないほしい」「本人の声を反映してほしい」という粘り強い提案が実り、議員の集まりに本人が10回近く招かれた。本人たちは、支援者の助けを借りつつ、毎回、難解な文章をへとへとになりながらも読み込み、考え、思いや意見を率直に伝えて議員と対話を続け、本人たちの声が法案のコンセプトや内容、文章表現に反映されていった。

「認知症だから無理」——ではない。社会の第一線で働いたり家庭を営んできた人たちだ。配慮があれば意見を出せ、出したいと願っている本人たちは

そして近未来に、その数の中の一つが自分となり得る。認知症になつてから、どのような状態で暮らし、どのような人生行路をたどれるかは、社会全体の環境のあり方が重要であり、本人がよりよい状態で暮らし続けられることが家族や専門職も含めて地域社会全体の安心と安定、活力につながる。

認知症は、超・超高齢社会の今と、これからの大きく左右する試金石だ。その重要性を直視し、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以

実に多い。今回、基本法が成立したプロセスは、今後の各自治体での認知症施策や地域づくりの計画立案、そして福祉・医療・ケアのプランづくりを、「本人参画ですすめる」「かたちだけの参画ではなく、対話を繰り返す」という基本路線が敷かれた意味で重要だ。

### ② 認知症対策を超え共生社会をめざす

基本法案の審議が始まった2019(令和元)年当初の名称は「認知症基本法」であったが、最終的に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」となった。その意図は、小さな町村でも大都市でも超・超高齢化がすすむなかで、認知症のみに着目した対応にとどめるのではなく、認知症があってもなくても共生していく社会の実現をめざすことの必要性を、名称を通して社会全体にアピールすることにある。

視野や射程が「認知症」か、「共生社会」かでは、今後の重点や協働の範囲が大きく異なる。基本法が真価を発

## 基調論文

# 認知症とともに希望のある社会に わがまちならではの共生を共創する時代

認知症介護研究・研修東京センター 副センター長兼研究部長

永田久美子

